

## 実施要領に係る詳細説明及び提案書提出要項

### 1. 事業の目的

市立貝塚病院（以下「病院」という。）において、医師の働き方改革により求められる各種勤怠管理業務を含む職員の労務管理やそれらの業務改善を実現可能な勤怠システムを導入し、現在使用している勤怠システムと置き換えるにあたり、経済性や利便性など、複数の視点から総合的に判断する必要があるため、その導入業者をプロポーザル方式により選定する。

### 2. 業務の実施場所

大阪府貝塚市堀3丁目10番20号

### 3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4. 提出書類

#### (1) 提案書提出届（様式第3号）

- ①当院指定の様式で1部提出すること。
- ②記名捺印すること。

#### (2) 見積書（様式任意）

- ①1部提出すること。
- ②消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- ③本件にかかるすべての費用を見積額に含めること。
- ④記名捺印すること。
- ⑤次の見積書は無効とする。
  - ・記名捺印を欠く見積書
  - ・金額を訂正した見積書
  - ・記載金額が欠け、または不鮮明な見積書

#### (3) 提案書（様式任意）

- ①11部提出すること。A4とし、（止むを得ない場合は、A3を使用してもよいが、その場合はA4版に折り込むこと）様式については任意とする。
- ②作成にあたっては7. 業者の選定方法（2）にあげる項目順に作成すること。また、できるだけ簡潔な記述とし、誤解を生じるような表現は用いないこと。

### 5. 提案書等の提出日時及び提出先

提出日時 令和6年12月27日（金）午後5時まで

提出先 市立貝塚病院 3階総務課

## 6. 提案書の著作権

- (1) 提案書の著作権はそれぞれの業者に帰属するが、病院は提案書に関して公表することがある。
- (2) 提案書の返却はしない。

## 7. 業者の選定方法

- (1) 提案内容について総合的な審査を行い、満点の60%以上かつ最高得点を取得した事業者を優先交渉事業者に選定する。  
また、提案業者が1社のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行う。
- (2) 各項目の配点は次のとおりとする。

| 評価項目 |   | 配点   |
|------|---|------|
| 提案評価 | I. 勤怠システムの導入実績について  | 10点  |
|      | II. システム構築・導入従事者の実務経験及び人員配置について   | 10点  |
|      | III. 提案システムの操作性について   | 40点  |
|      | IV. 提案システムの利便性について  | 40点  |
|      | V. 個人情報保護・セキュリティ対策について  | 20点  |
|      | VI. システム利用者支援及び問い合わせ対応について  | 20点  |
|      | VII. システム障害時の対応について   | 20点  |
| 価格評価 | VIII. 提案額<br>最低額を提示した者を100点とし、他社は次のとおり<br>$100 - [100 \times (\text{当該業者の見積額} - \text{最低価格}) \div (\text{最低価格})]$<br>(小数点以下切り捨て、負数の場合は0点) | 40点  |
| 合計   |   | 200点 |

- (3) 提案内容について、令和7年1月上旬～中旬（決まり次第、参加申込者に通知します）、各社20分程度でプレゼンテーションを行っていただく予定。（時間については後日指定する。）プレゼンテーションは、提案書の項目順に添って行うこと。参加できる人数は3名以内とする。
- (4) 決定業者については、令和7年1月上旬～中旬（決まり次第、参加申込者に通知します）に参加者全員に通知する。なお、参加者は審査等結果について、異議を申し立てることはできない。

## 8. プロポーザルに係る経費等

本プロポーザルに係る一切の経費は参加事業者の負担とし、当院からの経費負担は行わない。また提出書類等は審査終了後も返却しない。

## 9. 契約書の作成、支払い条件等

- (1) 契約書は、別途協議の上作成するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5相当以上とする。ただし、貝塚市契約規則第24条第1項第2号により免除とする。
- (3) 以下のいずれかに該当した場合には契約を回避する。
  - ①見積書・提案書等について、虚偽の記載が認められたとき。
  - ②正当な理由なく契約を締結しないとき。
  - ③その他プロポーザル参加条件に関して違反行為があったとき。

## 10. 損害賠償

- (1) 決定事業者が当院並びに第三者に損害を与えた場合は、事業者は必要な措置を講じるとともに、当院にその状況及び内容等を速やかに報告し、その対応は当院の指示に従うものとする。
- (2) 事業者の故意又は過失により当院並びに第三者に生じた事故等については、事業者が一切の責任を負い、損害賠償等についても事業者の責任において解決するものとする。

## 11. 質疑について

本件に関して不明な点がある場合は病院の指定する質疑書【様式第4号】により令和6年12月16日（月）から令和6年12月24日（火）までに病院総務課に提出する。（FAXのみ）提出された質問事項については、参加するもの全員に令和6年12月25日（水）に回答する。

本プロポーザルに係る書類の提出及び問い合わせ先

〒597-0015 大阪府貝塚市堀3丁目10番20号  
市立貝塚病院 事務局 総務課 担当 西村  
TEL 072-438-5501  
FAX 072-439-6061  
Eメール [hospsomu@city.kaizuka.lg.jp](mailto:hospsomu@city.kaizuka.lg.jp)

【月～金曜日の午前9時以前または午後5時以降、土曜日、日曜日是对応しかねます。】